

男鹿市廃校舎活用のための基本方針

～廃校舎を活用した地域活性化の可能性～

男鹿市教育委員会

令和 3 年 9 月

令和 6 年 4 月改定

1 趣 旨

廃校舎の活用については、議論が進んでいないのが現状である。しかし、多額の公的助成により建設された学校が、廃校から何年も活用されことなく放置されているのは、もったいない限りである。

そこで、廃校舎（今後５年間で廃校となる学校を含む）の活用方法等について、施設の現状を十分に把握し、地域コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営の観点から可及的速やかに議論を重ね、有効的な活用方法について検討していく。

2 廃校舎の活用状況

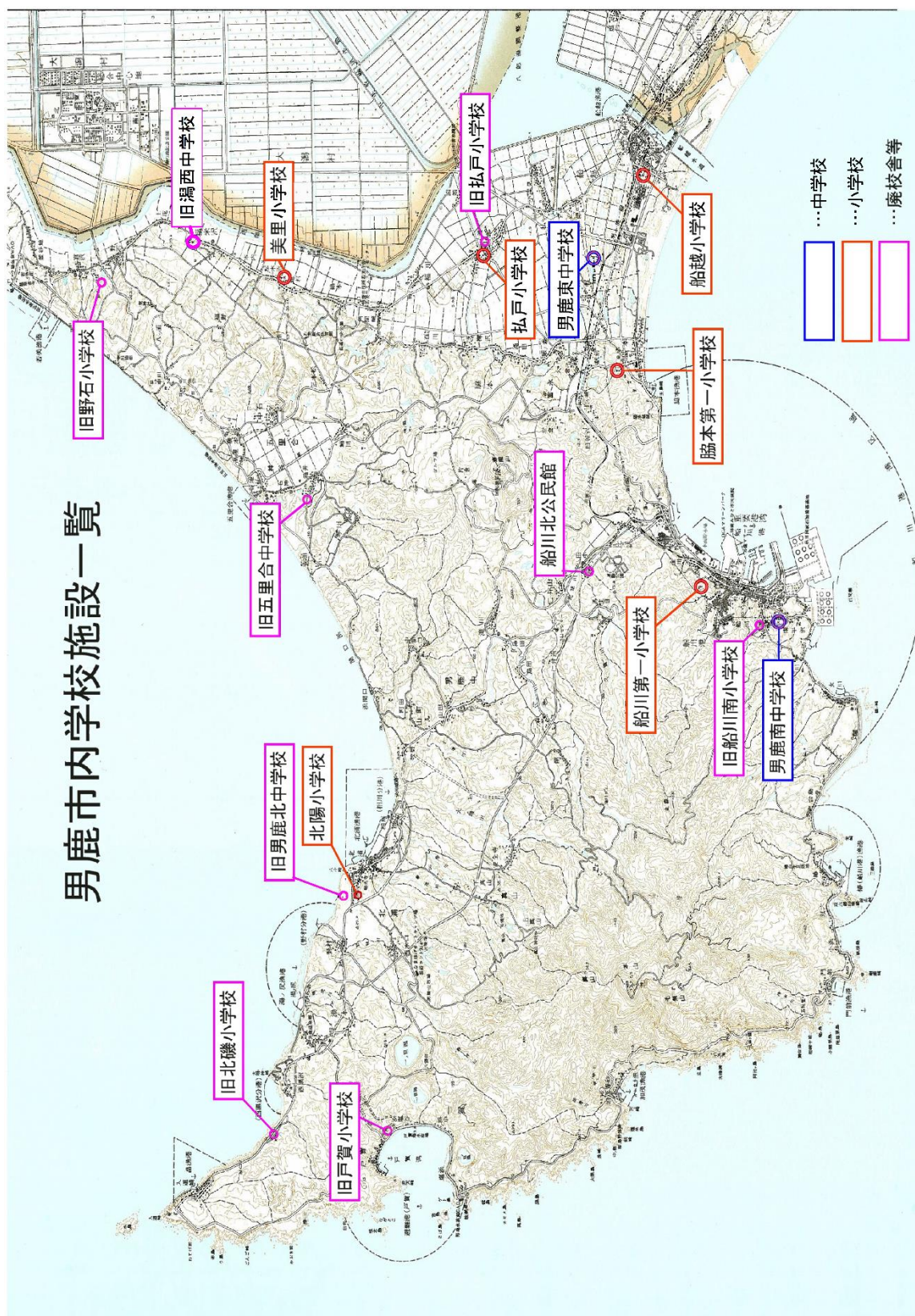
(1)校舎・体育館が活用されている施設

	校舎（ ）は建築年	施設の状況
①	旧船川第二小学校（校舎 S58 体育館 S58）	船川北公民館
②	旧脇本第二小学校（校舎 S56 体育館 S57）	市歴史資料収蔵庫
③	旧北磯小学校（校舎 S38 体育館 S39）	市民俗資料収蔵庫
④	旧加茂青砂小学校 *国登録有形文化財	加茂青砂ふるさと学習施設
⑤	旧五里合小学校（校舎 S53 体育館 S53）	五里合市民センター
⑥	旧野石小学校（校舎 H4 体育館 H1）	民間施設
⑦	旧戸賀小学校跡地	流木バンク施設

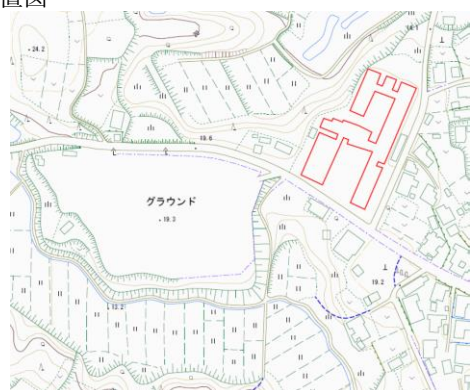
(2)校舎・体育館等が活用されていない施設

	校舎（ ）は建築年	施設の状況
⑧	旧五里合中学校（校舎 S31 体育館 S31）	木造、 <u>耐震性能無し</u>
⑨	旧船川南小学校（校舎 S34）	木造、 <u>耐震性能無し</u>
⑩	旧男鹿北中学校（校舎 H2 体育館 H2）	校舎：鉄筋コンクリート造 体育館：鉄骨造
⑪	旧潟西中学校（校舎 S60 体育館 S61）	校舎：鉄筋コンクリート造 体育館：鉄骨造
⑫	旧払戸小学校（校舎 S39 体育館 S42） *管理棟の一部は児童クラブとして活用 *敷地内、一部私有地を借用	校舎：鉄筋コンクリート造で <u>一部耐震性能無し</u> 体育館：鉄骨造で <u>耐震性能無し</u>
⑬	旧北磯小学校グラウンド	未利用のため原野化

3 市内小・中学校の配置図



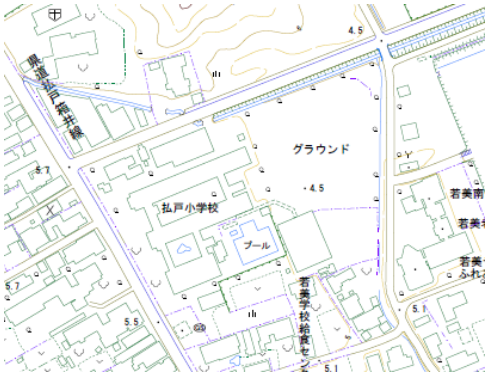
4 活用されていない施設の状況

施設名	旧五里合中学校	住所	男鹿市五里合箱井字町屋田 55
位置図			
建築年	S31 (築 65 年)	現地写真   	
統合年	H20		
構造	木造 2 階建て		
グラウンド面積	15,163 m ²		
校地面積	8,699 m ²		
摘要	耐震性能がないため、譲渡時に協議が必要		

施設名	旧船川南小学校	住所	男鹿市船川港南平沢字越名坂 1
位置図			
建築年	S34 (築 62 年)	現地写真   	
統合年	H28		
校地面積	6,970 m ²		
グラウンド面積	12,859 m ²		
構造	木造 2 階建て		
摘要	校舎は耐震性能がないため、譲渡時に協議が必要。体育館は存続		

施設名	旧男鹿北中学校	住所	男鹿市北浦北浦字山王林 40
位置図			
建築年	H2 (築 31 年)	現地写真   	
統合年	R4		
校地面積	19,278 m ²		
グラウンド面積	25,524 m ²		
構造	RC 3 階建て		
摘要	R4.4.1 統合		

施設名	旧潟西中学校	住所	男鹿市福米沢字八卦 1-1
位置図			
建築年	S60 (築 37 年)	現地写真   	
統合年	R5		
校地面積	13,918 m ²		
グラウンド面積	27,056 m ²		
構造	RC 2 階建て		
摘要	R5.4.1 統合		

施設名	旧払戸小学校	住所	男鹿市払戸字渡部
位置図			
建築年	S41（築 55 年）	現地写真   	
統合年			
校地面積	4,135 m ²		
グラウンド面積	10,063 m ²		
構造	RC 2 階建て		
摘要	耐震性能がないため、譲渡時に協議が必要		

施設名	旧北磯小学校グラウンド	住所	男鹿市北浦西黒沢字戸沢 76-1
グラウンド面積	9,423 m ²	摘要	H13 統合
位置図			
現地写真			

5 活用に向けて

保有資産の縮減を基本に廃校活用の優先順位は、施設の老朽度合等を考慮の上、市全域の活性化に繋がるといった観点や経済的な観点等から、処分方法を検討する。

なお、廃校舎全体で活用する方法を検討できない場合（部分活用）でも同様の考え方とする。

また、処分については、建物付き使用貸借・賃貸借又は売却並びに建物解体後の使用貸借・賃貸借又は売却することとし、問い合わせがあった時点で都度協議することとする。

※上記の活用方法が決まり次第、普通財産に所管替えし財産処分を行う。

(1) 活用に向けた提案

- ①廃校舎活用を希望する団体（方）は、その活用内容について提案すること。
- ②提案された内容について、庁内関係部局において検討する

6 公共施設以外への活用にあたり配慮すべき事項

(1) 配慮すべき事項

- ①建築基準法、消防法、その他関係法令等に適合していること
- ②公共施設の転用にふさわしい目的であること
- ③地域の活性化に繋がること
- ④地域の環境に与える影響を最小限にすること
- ⑤市民に危害を及ぼす可能性や社会的に風紀を乱す恐れがないこと
- ⑥指定避難所となっている場合には、事業活動の支障とならない範囲において避難所指定を継続すること

(2) 修繕負担区分

- ①貸付物件の施設・設備等は現状で引き渡すものとし、経年劣化による補修及び修繕に要する経費は、事業者が負担する。ただし、躯体等に係る工事については、事業者が故意の過失がある場合を除き、予算の範囲内において市が負担する。
- ②貸付物件及び付属工作物の工事（躯体に係るものを除く）、貸付物件の付属品等に関する修繕、通常の使用により発生する修繕、交換等に関する費用は、事業者が負担する。

7 廃校舎の活用に関する情報発信

「広報おが」に掲載し市民へ周知するとともに、市ホームページに掲載して全国に情報を発信し、廃校施設の活用事業者を広く募集する。また、バナー等の貼付を積極的に行い、誰もが情報を取得しやすいようにする。

※参考 HP 『「みんなの廃校」プロジェクト（文部科学省）』

8 担当窓口

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市教育委員会 教育総務課総務班

TEL／0185-24-9100 FAX／0185-24-9156

[E-mail／kyouiku_soumu@city.oga.akita.jp](mailto:kyouiku_soumu@city.oga.akita.jp)